



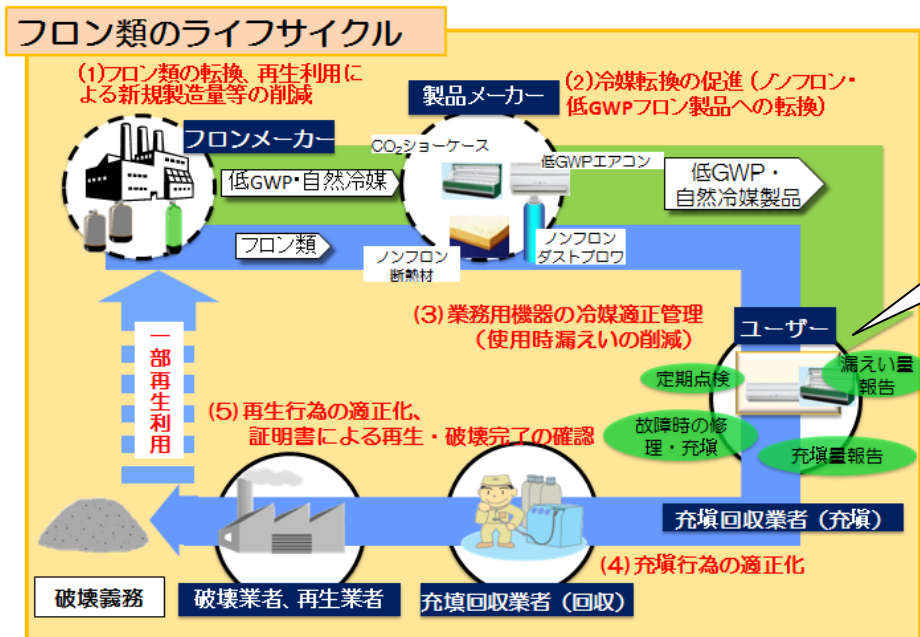
フロン排出抑制法施行に関するお知らせ

「知っていますか？エアコンや冷凍冷蔵機器からフロン類が漏えいしていることを。」

皆様がお持ちのエアコンや冷蔵庫などの機器に冷媒として使われているフロン類は非常に高い温室効果をもつとともに、一部のフロン類はオゾン層破壊効果を持っていることからフロン類の大気中への排出量削減が求められております。そして、私たちの使うエアコンや冷蔵庫から漏えい・排出されるフロン類を削減するため、「フロン類の使用の適正化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）」が平成27年4月1日から施行されました。業務用冷凍空調機器をお持ちの方は、ぜひこの法律をご承知おきください。

「フロン排出抑制法とはどのような法律でしょうか？」

フロン類の製造から破壊・再生までのフロン類のライフサイクル全体に規制を加え、フロン類の大気中への排出抑制を目的とした法律です。フロンメーカー、機器の製造メーカー、機器の所有者、フロン類の充てん回収業者、フロン類の破壊及び再生業者すべてに規制が加えられます。概要については以下をご確認ください。



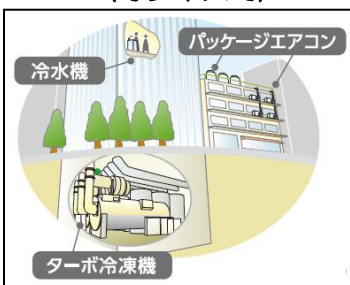
業務用冷凍空調機器の管理者が法律の対象になります!!!

「どのような機器が法律の対象となりますか？」

例えば以下のような業務用の機器で冷媒にフロン類が使用されているものが該当します。

そのため皆様の所有する機器が法律の対象となるかどうかを確認する必要があります。該当機器のうちリース・レンタル契約の機器は誰に管理権原があるかを確認する必要があります。

〈オフィスで〉



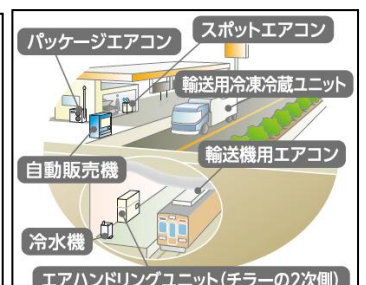
〈スーパー・コンビニで〉



〈飲食店で〉



〈まちなかで〉



「機器の管理者（ユーザー）は何をしないといけないのでしょうか？」

管理者には以下の①～④のとおり、機器を使用する際に守らなければならない機器管理に係る「管理者の判断の基準となるべき事項」があり、これらに従って機器の管理を行う必要があります。

判断の基準	義務づけられること
① 機器の適切な場所への設置 適正な使用環境の維持・確保	機器設置場所周囲に振動源を設置しない 機器の点検・修理を行うための空間の確保 等
② 機器の点検の実施	すべての機器を対象にした簡易点検 一定規模以上の定格出力を持つ機器を対象にした定期点検 等
③ フロン類漏えい時の対応	可能な限り速やかに漏えい箇所を特定し、必要な措置を講じる。 必要な措置の実施（未修理のままのフロン充てんは禁止）等
④ 点検等の履歴の保存等	機器の点検・修理・冷媒の充てん・回収の履歴の記録・保存 機器整備者への記録の開示 等

「点検はなにをすればいいのでしょうか？」

点検については以下のとおりです。

点検種別	対象機器と規模（電動機の定格出力）	点検方法	点検頻度	
簡易点検	全ての機器（定格出力関係なし）	目視点検 ・異音 ・外観損傷、腐食、錆び、油にじみ ・熱交換器の霜付き	3か月に1回	
定期点検	空調機器	有資格者による ・目視点検・システム漏えい点検 ・間接法 （機器の運転状況及び記録等から判断） ・直接法 （フロン類の漏れを発泡液や蛍光剤で確認）	50kW 以上	1年に1回
			7.5kW以上～50kW未滿	3年に1回
	冷凍機器 冷蔵機器		7.5kW 以上	1年に1回

・簡易点検の記録簿や点検の方法等の詳細は、環境省がホームページ上で公開している「簡易点検の手引き」を参照してください。（PDF形式でダウンロードできます。）



http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/law/kaisei_h27/
で公開しております。

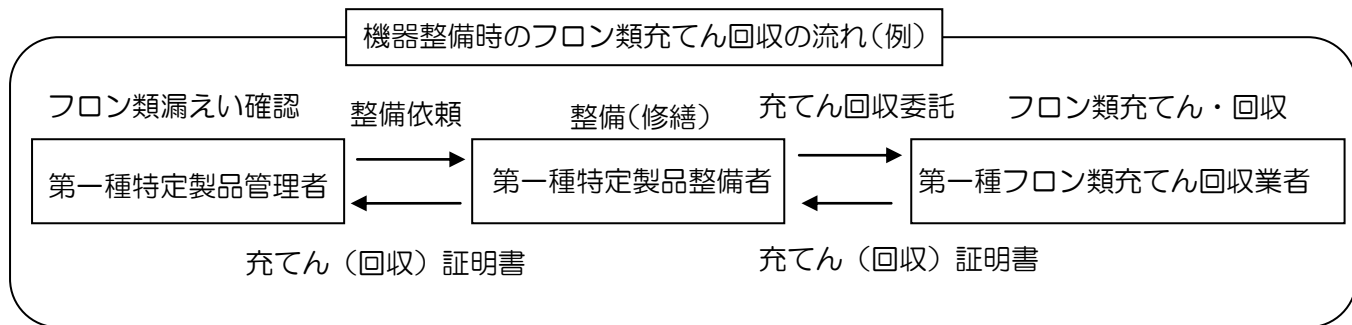
定期点検可能な有資格者については、第一種フロン類充てん回収業者が挙げられます。高知県登録の第一種フロン類充てん回収業者の名簿は、以下の高知県環境対策課 HP 上で公開しております。
(http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/O30801/furon-j_uuten-kaishuu.html)

「機器からフロンガスが漏えいしていた場合はどうすればよいのでしょうか？」

管理者は、速やかに漏えい箇所を特定し、修理しなければなりません。漏えい箇所を特定しないままフロン類の充てんを行うことは禁止されていますので、漏えいしている機器を修理する際には、第一種フロン類充てん回収業者に冷媒フロン類を回収してもらう必要があります。

フロン類の充填回収があった場合、第一種フロン類充填回収業者から回収証明書と充填証明書が発行（情報処理センターの利用で電子で発行）されますので、保管するようにしてください。

充てんした量と回収した量の差がフロン類の漏えい量となります。



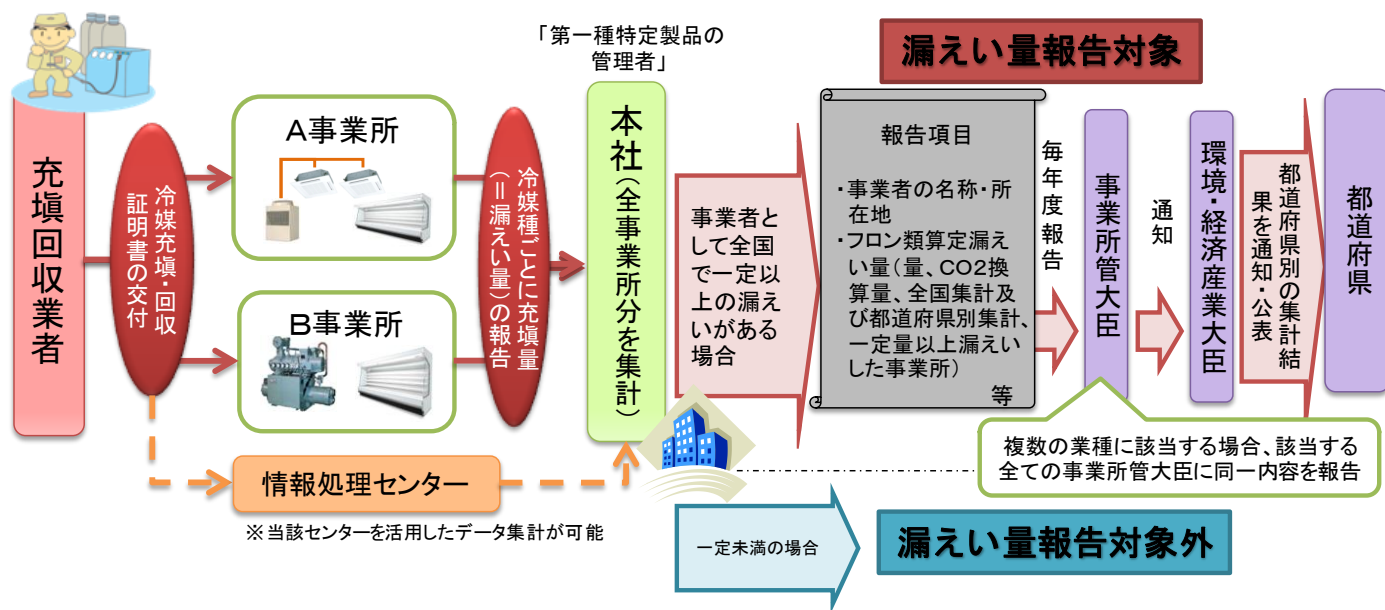
「漏えいしたフロン類の量はどのように取り扱うのでしょうか？」

一定量以上のフロン類を漏えいさせた管理者は事業所管大臣にその漏えい量を報告しなければなりません！！

機器整備時に発行される回収証明書と充てん証明書に記載された量の差が追加充てんした量になりますが、この追加充てん量が漏えい量に相当します。

漏えいしたフロン類の種類と量を二酸化炭素に換算して、年間1,000t 以上漏えいさせた管理者は事業所管大臣に漏えい量を報告しなければなりません。（報告は法人又は個人を対象）

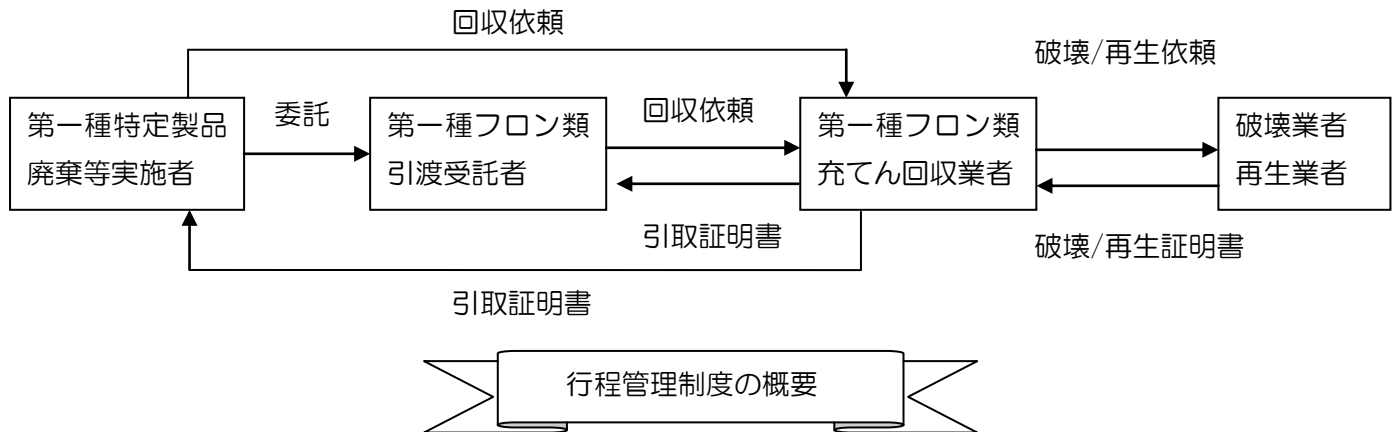
詳細は環境省が公表した「フロン類算定漏えい量報告マニュアル（第1版）」をご確認ください。



「機器の廃棄時はどうすればよいでしょうか。」

業務用機器を廃棄する際には、冷媒フロン類を回収しなければなりません。廃棄の際には、管理者は第一種特定製品廃棄等実施者として、第一種フロン類充てん回収業者に回収を依頼するか、取次者にフロン類の回収の委託を行うことが必要です。このとき、管理者は法律で定められた事項を記載した回収依頼書又は委託確認書を相手に渡す必要があります。また、依頼を受けた第一種フロン類充てん回収業者は適切にフロン類の回収を実施したあとは、引取証明書を発行します。引き取られたフロン類はフロン類破壊（再生）業者に引き渡され適切に処理されます。

このように書面でフロン類の引渡しを確実にを行う制度を行程管理制度といいます。



「フロン排出抑制法についてもっと知りたいのですが・・・」

フロン排出抑制法の詳細は環境省 Web サイトで公表されている以下の資料を確認してください。

http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/law/kaisei_h27/

- ・フロン排出抑制法Q&A集
- ・第一種特定製品の管理者が取り組むべき措置について
- ・簡易点検の手引き
- ・フロン排出抑制法 管理者の手引き
- ・フロン類算定漏えい量報告マニュアル
- ・フロン排出抑制法 充てん回収の手引き

必ず読んでください！！

また、高知県環境対策課の Web ページでもフロン排出抑制法について紹介しておりますのでご確認ください。

【高知県環境対策課ホームページ フロン排出抑制法 Web ページ】

<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/030801/flon-index.html>

【問合せ先】

高知県林業振興・環境部 環境対策課 第一種フロン類担当

〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1-7-52 西庁舎5階

TEL 088-821-4524 FAX 088-821-4520